

## 千葉県病院局サービス管理者等設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する千葉県病院局（以下「病院局」という。）の職員及び同条第3項第3号に規定する病院局の非常勤の嘱託員その他これに準ずる者をいう。以下同じ。）の職務に係る倫理の保持及びサービス規律の徹底を図るため、サービス管理者の設置等について必要な事項を定めることにより、公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

### (サービス管理者等の設置)

第2条 職員のサービス管理を厳正かつ適正に執行するため、病院局にサービス管理者及びサービス管理推進員を置くものとし、それぞれ当該各号に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) サービス管理者 次長
- (2) サービス管理推進員 管理課長

### (サービス管理者等の職務)

第3条 サービス管理者は、所属職員のサービスを管理し、サービス管理推進員と連携して、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 職員の職務に係る倫理の保持及びサービス規律の遵守に係る研修・啓発を企画し、所属長と協力して、これを実施すること。
- (2) 前号に規定する研修・啓発について、別紙様式1により、年度当初に実施計画を策定すること。
- (3) 次に掲げる訪問を行うこと。
  - ア 定期訪問 毎年度に1回程度、病院局内の各課等を訪問し、サービス規律の遵守等について必要に応じて指導すること。
  - イ 臨時訪問 不祥事が発生した場合等に、病院局内の各課等を訪問し、事務の適正な執行について確認するとともに、サービス規律の遵守等について指導すること。
  - ウ 特別訪問 不祥事等の発生後に当該所管が講じた再発防止策が機能しているかを訪問により確認し、必要に応じて指導すること。
- (4) 前号アの定期訪問について、別紙様式2により、年度当初に実施計画を策定し、前年度の実施結果とともに、当該年度の5月15日までに整理すること。
- (5) 不祥事が発生した場合に、次により対応すること。
  - ア 発生した不祥事の状況を把握し、当該不祥事によって生じた問題に迅速かつ的確に対応すること。
  - イ 不祥事が発生した所属の長と連携して、再発防止策を講ずるとともに、必要に応じて、当該所属の長及びその職員に対して指導すること。
- (6) 不祥事が発生するおそれがある場合に、その状況を把握し、当該所属の長及びその職員に対して指導するなど不祥事の未然防止に努めること。
- (7) その他サービス管理に関して必要な措置をとること。

- 2 前項の規定により事務を処理するにあたり、必要に応じて総括サービス管理者（千葉市サービス管理者等設置要綱第2条第1号に規定する総括サービス管理者をいう。）と協議するものとする。
- 3 第1項第3号に規定する職務のうち、病院への訪問については、サービス管理推進員による訪問をもって代えることができる。
- 4 サービス管理者は、その職務を遂行するために必要があるときは、院長の職にある者をサービス管理補助者として指定し、これを行わせることができる。

（サービス管理推進員の職務）

第4条 サービス管理推進員は、前条に定めるもののほか、サービス管理者がその職務を遂行するにあたり、必要な支援等を行うものとする。

（補則）

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、サービス管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。